サンプル

司法書士による若者のための法律講座 ~労働編テキスト~

京都司法書士会

1:はじめに

何で働くの?

→食べるため、欲しいものを買うため、彼氏、彼女にプレゼントを買うため・・など。 要は**お金**が必要だから。

じゃあ家が大金持ちで財産がいっぱいあったら働かなくてもいいんじゃない?

→いいえ。**全て国民は勤労の義務を負うのです**。これは憲法で定められています。

それに、財産がいっぱいあっても、それを維持するためにはお金が必要です。金持 ちのままであり続けることは実は大変なのです。貧乏人であり続けるのは簡単です けどね・・

相続税の税率は相当高いです。相続財産が3億円を超えると、なんと50%! 控除される額とかを考えても、払えるだけのお金を持っていないと、せっかく先祖 が残してくれた財産を国に持っていかれてしまいます。

お金持ちでもしっかり働いて稼いでおかないと、大変なことになってしまいます。

2:解説編

賃金支払いの大原則

①通貨支払いの原則

②直接払いの原則

③全額払いの原則

④月1回以上定期払いの原則

有給休暇~たった週1日勤務でも6ヶ月間働いたら有給休暇もらえるんだよ。

	勤 続 期 間		
バイトに入る日数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月
週1日(年間48~72日)	1	2	2
週2日(年間73~120日)	3	4	4
週3日(年間121~168日)	5	6	6

もらえる有給休暇の日数(週所定労働時間が30時間未満の場合)

但し、全所定労働日の8割以上出勤しないともらえません。